

医科点数表第2章第10部手術通則第5及び6号並びに 歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術		
区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	84 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	1 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件
区分2に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	3 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件
区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件
区分4に分類される手術		
胸腔鏡及び腹腔鏡手術等		92 件
その他の区分		
ア	人工関節置換術	0 件
イ	1歳未満の乳児に対する手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 件
行田中央総合病院（令和6年1月～12月）		

